

■環境

ゴミステーションに出されたごみを、収集される前に勝手にあさって持って行く人がある

ゴミステーションに出されたゴミの所有権は、収集車に回収される直前までゴミを出した人にあります。そのためそれを勝手に持ち去る行為は、歴とした窃盗行為となります。またゴミステーションからの資源ごみの持ち去りは、条例で禁止している自治体もあります。

もしそのような行為を発見された場合は、窃盗罪あるいは条例違反になる可能性をご指摘頂くか、それでも改まらなければ、警察・市町村役場にご相談いただく事をおすすめ致します。

一意的なソリューション ID: #1010

製作者: Sanwa-Jyutaku

最終更新: 2014-09-27 16:03